月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)試行要領

(目的)

第1条 建設業では、若年者の入職が年々減少し、将来の担い手不足が大きな課題となっている。このため、週休2日の普及に向けた効果、課題を把握するため月2回土日完全週休2日制工事を試行する。

(月2回土日完全週休2日制の定義)

第2条 現場着手日から工事完成報告書の提出日までを対象期間として、原則、「第2、4週」、「第1、3週」などあらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日を工事現場休工日とし、かつ4週8休以上(現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上)現場閉所する。ただし、緊急対応など、やむを得ない理由がある場合には、発注者との協議により休日を別の日への振替可能とする。

(対象工事)

第3条 月2回土日完全週休2日制工事(発注者指定型)の対象工事は以下のと おりとする。

土木一式工事で公告する案件とし、以下のような要件を持つ工事を優先して 選定し、試行する。

- ① 観光地での工事
- ② 自動車歩行者交通の多い場所での工事
- ③ 工期の制約条件が比較的少ない工事

(入札公告等への明示)

第4条 発注者は、入札公告において、月2回土日完全週休2日制工事(発注者 指定型)である旨を明示する。また、必要な事項について、特記仕様書に定 める。

(経費の計上)

第5条 月2回土日完全週休2日制に関する経費は、別紙1「積算方法」に基づき変更契約で計上する。

(アンケートの送付)

第6条 試行工事の検証を行うため、受注者より提出されたアンケートは工事完成次第公共事業運営課に送付する。

附則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別紙1「積算方法」

対象期間中において、月2回土日完全週休2日かつ4週8休以上(現場閉所日数/対象期間日数=28.5%以上)の現場閉所を達成できた場合、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて補正する。

なお、現場閉所日数は、あらかじめ決めた月2回の土曜日及び日曜日のほか、 天候(降雨・降雪等)により休工した日も現場閉所日数としてカウントする。

- ※1 「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇(3日間)」、「年末年始休暇(6日間)」、「工場製作のみの期間」、「工事事故等による不稼働期間」、「天災(豪雨、出水、土石流、地震等)に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間」は対象期間から除く。
- ※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合 を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所さ れた状態をいう。

【補正係数】

・労務費 : 1. 05・機械経費(賃料): 1. 04・共通仮設費率 : 1. 04・現場管理費率 : 1. 05